

会 議 録

1 会 議 の 名 称	総務常任委員会
2 日 時	平成 2 9 年 1 2 月 6 日 (水) 午前 9 時 3 0 分 開会 午前 9 時 4 5 分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7 人)	萩原 鉄也 田中志摩子 川添 康大 米谷 政久 安藤 玄一 国島 正富 小沼 富夫
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員 (0 人)	
7 傍 聴 者	0 人
8 事 務 局	次長 主査
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第9号 平成30年度の「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」へのマイナンバー記載の中止などを求める陳情

結 果 不採択

午前9時30分 開会

○委員長【萩原鉄也議員】 ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。
これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

「陳情第9号、平成30年度の『給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）』へのマイナンバー記載の中止などを求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【国島正富議員】 「陳情第9号、平成30年度の『給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）』へのマイナンバー記載の中止などを求める陳情」について。本陳情は、本年2月にも同団体より同趣旨の陳情が出され、3月議会に上程され、3月2日木曜日開会の総務常任委員会の付託審査において不採択とされたところです。そこでの議論は、陳情者の傍聴もあり、議論の内容はご承知のことと推察するところです。議会の常任委員のメンバー構成も変わり、創政会選出の委員として、改めて考えを述べさせていただきます。

マイナンバー制度は、日本社会が急激に進んできた産業構造の変化、少子高齢化社会に伴い拡大する多様な福祉施策への対応や、膨大化する医薬費、子育てや教育環境等に求められる施策への充当財源とともに、多岐にわたる老朽化したインフラ整備や、社会の変化とともに求められる新規公共事業等でも財政負担は伴ってきます。財源確保と適正配分は、政治に重くのしかかっています。国は所管省庁を挙げ、公平、公正な社会の実現に向け、国民個々のナンバーを定め、インターネットの活用による簡素で効率的な行政運営をめざした社会基盤としての法を整備、その活用が2016年1月よりスタートした。

陳情の趣旨は、平成27年10月29日付で、総務省令第91号での地方税法施行規則の改正により特別徴収義務者用通知に個人番号の記載欄が設けられ、自治体が企業に送付する特別徴収税額通知には、法令上マイナンバーを記載しなければならないものとされたことに対し、自治体の多くが特別徴収通知書に従業員のマイナンバーを記載したことにより発生した、誤送付による個人情報漏えいへの対策として、記載の廃止とマイナンバーの記載欄の廃止を求めるものと理解します。

制度がスタートし、誤送付によるマイナンバーの漏えいという事態が発生した

ことも、陳情の趣旨やマスコミ等の報道により承知するところです。また、事業者の過重な負担も問われていますが、国のめざす目的は、国民の福祉向上に資する事業でもあり、この制度の実現には、対象とされる多くの事業者の事務リスクを伴うことも理解します。長期的な視点で捉えた制度導入の目的は、行政運営の事務効率化や行政サービスの負担と受給の公平、公正社会の適正化に向けた取り組みであり、脱税や不正受給者の防止等にも資する制度として、国民を挙げた協力も大変重要なことと考えます。

新たな社会への対応に向けたマイナンバー制度は、膨大な財政負担によりスタートしたばかりであります。事務処理上のミスや一部個人情報の漏えい事故は看過できない大きな問題と言えますが、政府もこれら課題を重く受けとめ、事故防止に向けさまざまな取り組みを進め、再発防止策を講じてきていることも事実と言えます。陳情者の趣旨は理解するところですが、制度そのものを一層適正なものに改善し、よりミスのない事務処理を乗り越えなければ、所期目的を達成できません。マイナンバー記載義務は必要であると考えます。

よって、本陳情は不採択とするものです。

以上です。

○委員【米谷政久議員】 それでは、「陳情第9号、平成30年度の『給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）』へのマイナンバー記載の中止などを求める陳情」に対して意見を述べさせていただきます。

今回の陳情趣旨で、漏えいの危険性などの心配は理解するところもありますが、通知書には番号が書いてある、ないにかかわらず、従業員の情報は書かれていると思いますので、しっかりとした漏えい、流出対策をとり、危険性をなくしていくことが必要であると考えます。また、事業者には過重な負担を押しつけるばかりとありますが、事業者は地方税法上、特別徴収義務者として従業員の個人住民税を特別徴収する立場で、市町村と一体となって個人住民税の賦課徴収事務の一端を担う存在であり、事業者と市町村との間で正しい番号が共有され、各年度における特別徴収に関する事務が正確かつ円滑に進められ、翌年度以降の確認事務の効率化、簡素化を図ることができると思いますので、陳情第9号は不採択といたします。

○委員【安藤玄一議員】 「陳情第9号、平成30年度の『給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）』へのマイナンバー記載の中止などを求める陳情」について、私から意見を述べさせていただきます。

自治体が企業に送付する住民税決定通知書に対して、マイナンバーを記載するよう国が定めた規則について、誤配などで情報漏れの懸念があるという理由から、一部の自治体において国の方針に応じない異例の事態となっております。個人のプライバシーの問題を多分に含んでいると考えますが、だからといって個人番号を記載しなくてよいなどとしていくと、この法律自体が意味をなさなくなってい

くのではないかと懸念するところであります。

この件に関しては、マイナンバーが漏えいするような事態が二度と発生することがないようにすることはもとより、法令等に基づく事務の実施と、マイナンバー制度の趣旨である、事業者と市町村の間で正確なマイナンバーを共有することで、公平、公正な課税や事務の効率化が実現するよう、個人番号を特別徴収税額決定・変更通知書に記載して通知すべきものと考え、本陳情に対し不採択とさせていただきます。

以上です。

○委員【川添康大議員】 それでは、陳情第9号について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今回、地方税法施行規則の改正によって、給与所得等に係る市長村民税、道府県民税 特別徴収額決定・変更通知書に、納税者の個人番号、いわゆるマイナンバーを記載する欄が設けられました。通知書へのマイナンバーの記載は、以前より個人情報漏えいの危険性を初め、誤送付の問題や懸念が多く、マイナンバーの記載の撤回を求める声が、多くの団体や国民からも上がっていました。しかし、多くの自治体でマイナンバーを記載し事業者に送付、その結果、全国104自治体が278事業所に誤送付し、687人分のマイナンバーが漏えいする事態も発生しました。県内でも6市1町で誤送付、漏えいが発覚しています。上記の危険性から、通知書に納税者のマイナンバーを記載しないこと、また、マイナンバー記載欄を追加した地方税法施行規則等の一部を改正する省令の撤回を求めているのが本陳情の趣旨です。

陳情者からは、総務省がマイナンバー記載の理由として挙げている、事業者と市町村の間で正確なマイナンバーを共有することで、公平、公正な課税や事務の効率化につながるということが期待されるとの見解については、給与所得者は、既に本来の課税対象とされる所得の把握は9割に達しており、今以上の公平、公正な課税につながるという理屈は成立せず、事務の効率化も事業者には当てはまらず、マイナンバーによる情報連携を実施する市町村にのみ当てはまるものであると指摘しています。

また、事業者は、逆にマイナンバーの安全管理措置を行わないといけないなど、経費や実務負担がふえ、通知書による無用なマイナンバーの送付は、情報漏えいや流出などの危険を増大させ、事業者の負担をさらにふやすことにもつながると言えます。プライバシーの問題でも、マイナンバーの提供を拒否している従業員のマイナンバーが通知書に記載されることで、本人の意思や意向と関係なく、市町村が勤務先にマイナンバーを知らせる可能性もあります。通知書へのマイナンバー記載に関する総務省の通知に関しても、技術的助言として、各自治体の自主性、自立性に配慮されており、マイナンバーを記載するかどうかは、自治体に裁量があります。実際に個人情報保護、安全安心を最優先し、マイナンバーの記載を見送っている自治体もあります。

伊勢原市では、誤送付防止の観点から簡易書留にて送付を行っていますが、受

取人が不在の場合、再配達となり、到着までに日数を要すること、また、郵送料の負担も増大するなど、市にとってもメリットは感じられないと考えます。

以上の点から、事業者の負担軽減、個人情報保護や安全、安心を最優先し、自治体の財政負担も減らす点からも、本陳情は採択すべきと考えます。

以上です。

○委員【田中志摩子議員】 それでは、「陳情第9号、平成30年度の『給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）』へのマイナンバー記載の中止などを求める陳情」について、反対の立場から私の意見を述べさせていただきます。

総務省より、平成29年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額通知書にマイナンバー記載についての通知が出され、特別徴収をされる事業者にとっては、従業員のマイナンバーの取り扱い等において大変に苦慮されていることと推察いたします。しかし、これは特別徴収義務者と市区町村との間で正確なマイナンバーを共有し、個人住民税の税務手続をすることで、公平、公正な課税、そして事務の効率化を図るために必要とされ導入されたものでございます。

確かに陳情者のおっしゃるとおり、これまでも源泉徴収票等で正確な所得申告をされてこられているとは思いますが、事業者にとっては、より煩雑になってしまったことは否めませんし、これが自治体にとっての税務手続の効率化となっているのではないかとということもわかります。しかし、今後は特別徴収義務者の事務効率化や特定個人情報保護等の観点からも、電子化を推進していくことになりますので、事業者にとっても簡素化されると思っております。また、制度が始まったばかりで、なれない業務のためか、通知書を誤送付してしまった自治体もあったようですが、総務省は、送付についての留意点、誤配達された場合の取り扱い等についても徹底されましたので、これを遵守して行うことで、今後は防ぐことができると思っております。

以上のような理由から、公平、公正な課税のためにも、特別徴収税額通知書へのマイナンバー記載が必要だと私は考えますので、本陳情は不採択といたします。

○委員長【萩原鉄也議員】 ほかに発言はありますか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成しない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【萩原鉄也議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【萩原鉄也議員】 ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、
本会議に報告いたします。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

午前 9 時 4 5 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成 2 9 年 月 日

総務常任委員会
委員長 萩 原 鉄 也